

令和7年8月26日

横浜市中区住吉町4-45-1

関内トーセイビルⅡ 7階

弁護士法人仁平総合法律事務所

株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社

代理人

弁護士 [redacted] 様

弁護士 [redacted] 様

弁護士 [redacted] 様

**「計画変更の資料」と称する資料送付に関する公開質問状の
「ご回答」に対する再質問書（その4）**

（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

洋光台三丁目町内会長

[redacted]

冠省

さて、標記公開質問状に係る「ご回答」の再質問書（その3）の回答書（令和7年8月22日付）を受領した。回答内容が、常套句の羅列で近隣住民にとっては理解不能であることから、下記に再質問を行うので回答されたい（回答期限9/6まで）。

不一

記

（8/22付け「ご回答」の2の（1）に対する再質問）

貴代理人弁護士らが、常套句を繰り返し、近隣住民の質問に対し真摯に回答しない

部分は、直接 FJ ネクストに質問書を送付したので、再質問は省略する。

ただし、新しい質問として追加した『令和5年6月3日の説明会の際に、FJ ネクストの責任者は、住民からの質問に対し、「今後、住民からの質問や要望があれば、何時でも説明会を行うので、ご安心ください。」と回答し、住民の安心を誘った。そして、事業者側作成の議事録にもその旨が正確に記録されている(IC レコーダーの録音記録もあり)。その言葉に則すれば、住民から要請があった場合、説明会を開催することを、FJ ネクストの責任者は了解しているが、その約束をも代理人弁護士をつけてまで、再び反故にするのか』と問い質した部分は、貴代理人弁護士らも関連する質問であるので、無視することなく真摯に回答されたい。

なお、議事録に明確な記載が残っていることは、横浜市の担当部署の担当官らもその議事録を読み起こし、確認していることを付言する。

(8/22 付け「ご回答」の2の(2)に対する再質問)

前回の質問を要約すると、下記の2点となる。

- ① 「当方の見解を述べることは差し控えさせていただきます。」との意味のない回答を繰り返すばかりであることを指摘し、差し控えることの根拠を具体的に明らかにされたい。」と問い質した。
- ② 前々回の質問において、『提示した資料の説明責任につき、その内容が専門的、技術的な資料であっても送付した事のみをもって、建築主らが説明責任を果たしたと考えているのか、法律の専門家としての見解を求める』と問い質したが、前回の貴代理人弁護士らは、「当方としては、必要性が無いから、回答は差し控える。」と、住民にとって理解不能な回答を繰り返したことから、「法律の専門家である弁護士が理解する説明責任について、懇切丁寧に回答されたい。」と問い質したものである。

以上の2つの具体的な質問に対する、貴殿等のこの度の回答は、「当方としては、株式会社 FJ ネクスト及び三信住建株式会社の代理人として、回答の必要性及び当方の見解を述べる必要がないと考えますので、回答は差し控えさせていただきます。」と無意義な回答である。

貴殿らが、「代理人として、回答の必要性及び当方の見解を述べる必要がないと考えます。」と回答する根拠を、素人である近隣住民に対し、その業務を受任したプロとして、明確に回答されたい。

今後、工事に関し、協力を得なければならない開発事業者が、説明責任を放棄するのなら、近隣住民、周辺住民及び洋光台三丁目町内会の住民は、理解が出来る説明が代理人弁護士若しくは FJ ネクストらから、直接受けられるまで、決して諦めずに、質問を継続することを宣言する。

（８／２２付け「ご回答」の２の（３）に対する再質問）

貴代理人弁護士らに、「民法上の信義則とは、どのような概念なのか、近隣住民に対し、懇切丁寧に教示されたい。」と要請したうえで、「FJ ネクストの社員の数々の約束を反故にする言動は、信義則違反に抵触するのか否か、回答されたい。」と問い質したものである。

その回答は、「当方としては、株式会社FJ ネクスト及び三信住建株式会社の代理人として、回答の必要性及び当方の見解を述べる必要がないと考えますので、回答は差し控えさせていただきます。」と無意義な回答である。

この様な回答では、近隣住民は協力したくとも、協力することを拒絶されていると感じるものである。そこで、近隣住民が、素直に協力できるように、過去に弁護士会長に就任していた貴殿から、信義則についての定説を解説されたい。その回答内容を確認してから、再度の質問を後日行うので、代理人として、法律のプロとして回答されたい。

（８／２２付け「ご回答」の２の（４）に対する再質問）

質問に対し、真摯に回答していないことから、貴代理人弁護士では、質問の回答は無理と判断し、直接FJ ネクストに質問することにした。

この回答部分の一つを取っても、貴代理人弁護士らは、FJ ネクストらと連絡を取って回答していないことは明らかであることを付言する。

以上

注)本書簡は、個人情報保護したうえで、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。